

非皆伐施業の推進について

「美しい森林」共同整備高知県協議会2008年8月作成

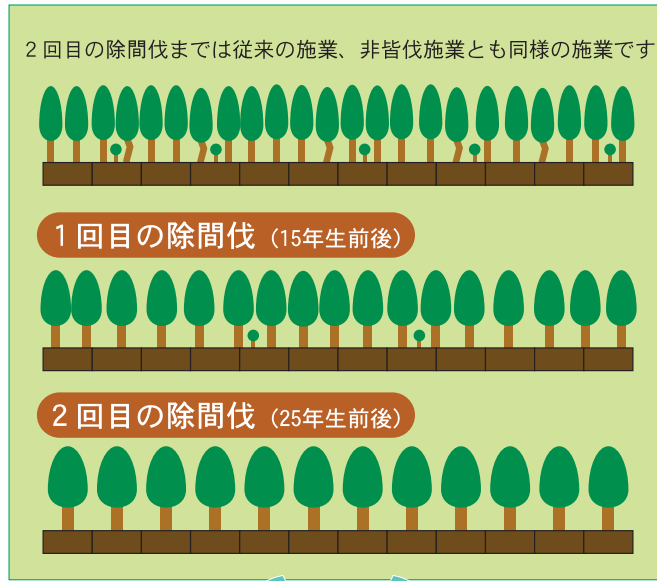


「美しい森林(もり)」共同整備高知県協議会では、(社)高知県森林整備公社の管理する森林において災害の防止・二酸化炭素の吸収・水資源のかん養をはじめ豊かな環境の保全といった森林のもつ公益的機能を発揮させるために非皆伐施業を推進します。

非皆伐施業の方法（イメージ）

一定規模の面積の森林を一度にまとめて伐採することを皆伐施業といいますが、それに対して非皆伐施業とは、皆伐施業のように伐採後、林地を裸地化させない施業方法です。

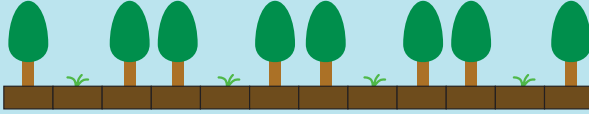
（社）高知県森林整備公社の分収造林契約地では、50～60年の契約期間を80年に延長した上で、保育事業として列状間伐を中心とした事業を実施することで非皆伐施業を推進します。



従来の施業


（50年・60年契約）

1回目の間伐（35年生前後）




50・60年生で伐採

伐採跡には、樹木はほとんど見えません



皆伐跡地の状況

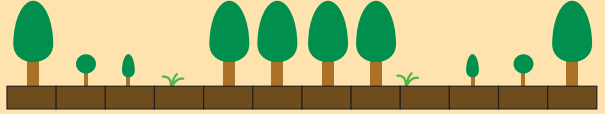


非皆伐施業

（80年契約）

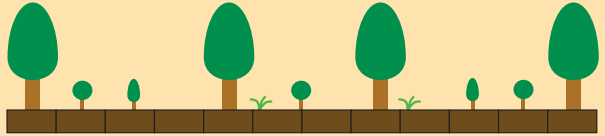
1回目の間伐（35年生から45年生）

列状間伐した空間に樹木が進入してきます



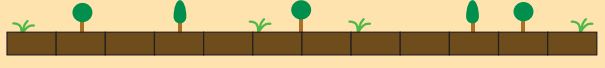
2回目の間伐（50年生から60年生）

樹木の帯が広がり成長していきます



80年生で伐採

伐採跡には、樹木が残ります



Question(質問) & Answer(回答)

(社) 高知県森林整備公社との分収造林契約地についてのQ & Aです。

Q1

なぜ、(社)高知県森林整備公社は契約期間の延長に取り組むのですか？



A1 : 木材価格の低迷等、林業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。現段階の試算では、50・60年の契約期間満了で、ほとんどの分収造林契約地において、今までの投資額が木材収入を上回り赤字となります。(社)高知県森林整備公社は、その対策として、森林所有者のご理解とご協力により80年の契約期間に延長し、非皆伐施業を推進しながら収支を黒字に転換させることを考えています。

Q2

なぜ、非皆伐施業を推進する必要があるのですか？

A2 : 現在の契約期間で、分収造林地を皆伐すれば収益性がなく、一般的に伐採跡地が裸地化することが予想されます。皆伐により林地が裸地化すると森林の公益的機能が発揮されなくなります。そのため、林地を裸地化させない、環境に優しい非皆伐施業を推進する必要があるのです。

Q3

非皆伐施業を推進した場合のメリットは？



A3 : 契約期間の延長により林齢の高くなった森林の間伐が可能となり優良材を生産することができます。また、林地へ植生が繁茂することにより、契約期間満了(80年)時点での伐採による林地の裸地化防止と伐採跡地への造林経費が節減できるとともに、災害の防止、水資源のかん養など森林のもつ公益的機能を発揮させることができます。

Q4

このパンフレットを作成した
「美しい森林」共同整備高知県協議会とは、
どのような組織・団体ですか？



A4 : 分収林に関する非皆伐施業を推進するために、(社)高知県森林整備公社の組織を活用してできた任意の団体で、同公社内に事務局があります。

Q5

「美しい森林」共同整備高知県協議会の実施する
事業の内容は？

A5 : 次の①～③の事業に分けることができます。①非皆伐施業推進計画の作成(パンフレット等の作成) ②地域の合意形成活動(非皆伐施業を推進するために分収造林契約者や近隣の森林所有者を対象とした調査及び合意形成活動) ③契約変更推進活動(契約期間延長の済んでいない契約地等の契約期間延長などについて協議)



林内作業状況



作業道開設状況

お問い合わせ

住所：〒780-8064

高知市朝倉丁280番地2

「美しい森林」共同整備高知県協議会

(高知県森林整備公社内)

電話：(088) 850-7870

ファクシミリ：(088) 844-0180

メールアドレス：kssk@kochissk.jp

ホームページアドレス：http://kochissk.jp/

MEMO